

資料編

1 計画のあゆみ

2 策定の経過

- ① 策定体制
- ② 大田区基本構想審議会委員名簿
- ③ 大田区基本構想審議会条例
- ④ 策定経過

3 施策の達成指標・目標値一覧

4 基本計画で取り組む主な事業一覧

5 大田区の主要な計画

6 用語解説

1 計画のあゆみ

昭和41年	「特別区行政施設建設5か年計画」(41～45年)策定
昭和44年	地方自治法の改正により、市町村(特別区除く)に基本構想の策定が義務づけられる。
//	大田区長期基本計画審議会設置
昭和45年	大田区長期基本計画審議会答申
昭和46年	「大田区3か年計画」(46～48年度)策定
昭和50年	昭和49年の地方自治法の改正により、特別区も基本構想の策定が義務づけられる。
昭和51年	「大田区長期計画の考え方」作成
昭和53年	「大田区実施計画」(53～55年度)策定
昭和56年	「大田区実施計画」(56～58年度)策定
昭和56年7月	大田区長期基本計画審議会設置
昭和57年7月	大田区長期基本計画審議会答申
昭和57年12月	「大田区基本構想」議決
昭和58年3月	「大田区長期基本計画」策定
昭和59年3月	「大田区実施計画」(59～60年度)策定
昭和61年3月	「大田区課題別個別計画」(61～70年度)策定
//	「大田区実施計画」(61～63年度)策定
昭和63年12月	大田区長期基本計画審議会設置
平成元年5月	大田区長期基本計画審議会答申
平成元年9月	「大田区長期基本計画(第1次改訂)」策定
//	「大田区課題別個別計画(第1次改訂)」(元～7年度)策定
//	「大田区実施計画」(元～3年度)策定
平成4年2月	「大田区実施計画」(4～6年度)策定
平成7年3月	「大田区課題別個別計画(第1次改訂)」(7～12年度)策定
//	「大田区実施計画」(7～9年度)策定
平成10年3月	「大田区実施計画」(10～12年度)策定
平成11年9月	大田区長期基本計画審議会設置
平成12年10月	大田区長期基本計画審議会答申
平成13年3月	「大田区長期基本計画(おおたプラン2015)」(13～27年度)策定
//	「大田区実施計画」(13～15年度)策定
平成15年9月	「大田区緊急プロジェクト2003～2006 おおた『はばたき』プログラム」策定
平成16年3月	「大田区実施計画」(16～18年度)策定
平成19年3月	「大田区実施計画」(19～21年度)策定
平成19年7月	「大田区緊急2か年計画」(19～20年度)策定
平成19年9月	大田区基本構想審議会設置
平成20年3月	大田区基本構想審議会答申
平成20年10月	「大田区基本構想」(20～40年度)議決
平成21年3月	「大田区基本計画」(21～30年度)策定

2 策定の経過

〈1〉 策定体制

区は、平成19年9月に区長の付属機関として、大田区基本構想審議会を設置しました。区長は審議会に対して、「大田区基本構想の方向性について」及び「大田区基本計画策定にかかる基本的考え方について」を諮問し、20年後を見据えた区政運営の方向性について審議が行われました。

審議会の設置に合わせて、区役所内にも区長を委員長とする「庁内検討委員会」を設置し、審議会と連携しながら検討を進めてきました。

平成20年3月に審議会から区長に答申が行われ、この方向性を踏まえながら庁内検討委員会及び関連部局で検討を進め、ここに基本計画を策定しました。

〈2〉 大田区基本構想審議会委員名簿（委員は五十音順、敬称略）

	氏 名	区 分
会 長	青山 侑	学識経験者
会長代理	中井 検裕	学識経験者
委 員	伊藤 正次	学識経験者
委 員*	大日向 雅美(*平成19年11月まで)	学識経験者
委 員	奥田 和子	区民公募
委 員	菊地 武子	学識経験者
委 員	熊倉 まえ子	区民公募
委 員	幸田 昭一	学識経験者、公共的団体
委 員	菅谷 郁恵	区議会議員
委 員	田中 一吉	区議会議員
委 員	田中 常雅	公共的団体
委 員	千原 ひろ子	区民公募
委 員	富田 俊一	区議会議員
委 員	中島 寿美	公共的団体
委 員	奈須 利江	区議会議員
委 員	舟久保 利明	公共的団体
委 員	星野 敏	区民公募
委 員	宮澤 勇	区民公募
委 員	村松 兼介	公共的団体
委 員	柳ヶ瀬 裕文	区議会議員
顧 問	永井 敬臣	区議会議員
顧 問	飯田 茂	区議会副議長

〈3〉 大田区基本構想審議会条例

大田区基本構想審議会条例

平成19年6月29日

大田区条例第44号

(設置)

第1条 大田区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として大田区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、大田区の基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議し、答申する。

(構成)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員をもって構成する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条の規定により答申をした日までとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

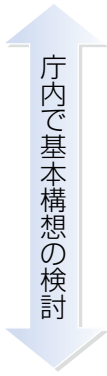

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

〈4〉 策定経過

	基本構想・ 基本計画策定	基本構想審議会 庁内検討委員会	区民参加
平成19年			
9月		審議会発足	区民アンケート調査 (9 / 18 ~ 10 / 15)
10月		専門部会審議開始	
12月			区民と審議会委員と の意見交換会 (全4回)
平成20年			
1月			区民意見募集 (1 / 6 ~ 1 / 31)
3月		答 申	
5月	基本構想(素案)の公表		
6月			
9月	基本構想(案)を区議会 に上程		
10月	基本構想 議決 (10月14日)		
12月	基本計画(素案)の公表		基本計画(素案) 区民との意見交換会 基本計画(素案) パブリックコメント (12 / 11 ~ 1 / 7)
平成21年			
2月	基本計画(案)の作成		
3月	基本計画策定		

3 施策の達成指標・目標値一覧

施策ごとに掲げた、10年後のめざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値

基本目標 1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

子育て・教育・保健・福祉領域

個別目標	施策の目標	10年後のめざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値				
		達成目標	現状	25年度	30年度	
1-1 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなが育むまちにします	1-1-1 安心して子どもを産めるまちをつくりまします	妊婦健診受信者数/妊婦届出受理数(%)	91% (平成19年度)	93%	96%	
		すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率(%)	61.5% (平成19年度)	100%	100%	
	1-1-2 子どもを健やかに育むまちをつくりまします	保育所入所率(%)	96.9%	99.5%	100%	
		ファミリーサポート利用者数(人)	10,300人	12,300人	14,300人	
		子育て環境に対する満足度(%)	80%	85%	90%	
	1-1-3 未来を担う子どもたちを育てます	大田区学習効果測定【中3数学・期待正答率を超えた生徒の割合】(%)	58.3%	60.0%	62.0%	
		不登校生徒出現率【中学校】(%)	3.73%	3.43%	3.23%	
		体力調査・50m走【小6男女】(秒)	男子(8.96秒) 女子(9.24秒)	男子(8.91秒) 女子(9.19秒)	男子(8.86秒) 女子(9.14秒)	
	1-1-4 のびのびと成長する子どもを見守ります	児童館等ファミリールーム利用者数(人)	431,000人	447,000人	463,000人	
		虐待相談を受理した件数(件)	239件	180件	120件	
1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくりまします	1-2-1 誰もが健康に暮らせるまちをつくりまします	毎日、朝食を食べている人の割合(実態調査、%)	81%	83%	85%	
		特定健診受診率(%)	30%	70%	75%	
	1-2-2 ユニバーサルデザインのまちをめざします	バリアフリーに対する改善度評価(%)	50%	70%	80%	
		だれでもトイレの設置割合(%)	64.9%	89.2%	95.9%	
	1-2-3 障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくりまします	障害福祉サービス等利用者の満足度(%)	60%	70%	80%	
		就労支援ネットワークからの年間就職者数(人)	50人	70人	90人	
	1-2-4 生きがいと誇りをもって暮らせるまちをつくりまします	社会教育事業参加者の満足度(%)	-	75%	80%	
		週1回以上スポーツ活動をしている区民の割合(%)	36.6%	45%	50%	
	1-2-5 安定した暮らしと人権を守ります	ボランティア活動に参加している区民の割合(%)	8.9% (平成18年度)	15%	30%	
		暮らしやすさに満足している区民の割合(%)	77.6%	80%	85%	
1-3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくりまします	1-3-1 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくりまします	職場における女性の地位が平等であると答えた女性区民の割合(%)	13% (平成16年度)	25%	30%	
		住んでいる地域に愛着を感じている高齢者の割合(%)	81.6%	83%	85%	
		ボランティアなど地域や地域の人を支える活動に参加している高齢者の割合(%)	12.2%	13%	15%	
	1-3-2 高齢者が安心できる暮らしを支えます	何らかの形態で就労している高齢者の割合(%)	39.1%	42%	45%	
		ケアプランに満足している居宅サービス利用者の割合(%)	65.9% (平成19年度)	70%	80%	
		介護保険施設等の入所定員数(人)	2,160人	2,500人	3,000人	
	1-3-3 いざというときに高齢者を支える体制をつくりまします	夜間・休日電話相談(高齢者ほっとテレフォン)を知っている区民の割合(意識調査、%)	-	50%	70%	
		成年後見制度を知っている区民の割合(%)	-	50%	70%	
			高齢者虐待の通報・相談窓口を知っている区民の割合(%)	-	60%	80%

基本目標 2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

都市基盤・空港臨海部・産業領域

個別目標	施策の目標	10年後のめざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値			
		達成目標	現状	25年度	30年度
2-1 水と緑を大切にし、 すべての人に安全で 潤いのある暮らしを 実現します	2-1-1 魅力と個性あふれる 都市をつくります	住んでいるまちが魅力的であると感じる区民の割合(%)	30%	40%	60%
		拠点駅の年間乗降人員数(千人) (蒲田駅、大森駅、羽田空港駅)	276,711千人 (平成19年度)	291,000千人	294,000千人
	2-1-2 快適な交通ネット ワークをつくります	区内の交通の便に満足している区民の割合(%)	73%	76%	80%
		京浜急行線交差道路における渋滞の長さ(m)	390m	0m	0m
	2-1-3 潤いとやすらぎの あるまちをつくり ます	身近な場所で水や緑に親しめると思う区民の割合(%)	54%	57%	60%
		公園の新設、拡張整備面積累計(ha)	1.7ha	6.7ha	11.7ha
	2-1-4 安全で安心して暮 らせるまちをつくり ます	自転車駐車場収容台数(台)	24,787台	28,700台	34,300台
駅周辺のバリアフリー化が進んだと感じる区民の割合(%)		47%	55%	65%	
2-2 首都空港「羽田」と 臨海部が世界への扉 を開く、国際交流拠 点都市を創ります	2-2-1 世界へ羽ばたくま ちをつくります	空港跡地の施設を利用したことがある区民の割合(%)	-	-	30%
		天空橋駅の年間乗降人員数(千人)	11,013千人 (平成19年度)	11,100千人	14,500千人
	2-2-2 未来につながる臨海 地域をつくります	臨海部に立地する事業所数(社)	1,622社 (平成16年度)	1,650社	1,700社
		臨海部が身近になったと感じる区民の割合(%)	-	25%	30%
	2-2-3 国際都市として交 流を育みます	国際交流が進んでいると感じる区民の割合(%)	-	15%	25%
2-3 ものづくりから未 来へ、独自の産業と 都市文化を創造し ます	2-3-1 ものづくり産業を 育み、世界に発信し ます	付加価値率(%)	50.9% (平成17年)	53%	55%
		助成金活用企業の市場開拓度(%)	-	60%	70%
	2-3-2 くらしを支えるあ きないを熱く盛り 上げます	商店街利用者満足度(%)	-	70%	80%
		商店街年間実施イベント数(件)	174件 (平成19年度)	200件	225件
	2-3-3 大田区の観光を世 界に発信します	住んでいるまちが、訪れて楽しい地域になったと思う区民の割合(%)	-	35%	50%
		大田観光協会ホームページの年間アクセス数(件)	496,203件 (平成19年度)	545,000件	573,000件

基本目標 3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

地域力・環境・区政体制領域

個別目標	施策の目標	10年後のめざす姿にどれだけ近づいたかを測るモノサシ(指標)と目標値			
		達成目標	現状	25年度	30年度
3-1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します	3-1-1 地域力の土台づくりを進めます	「自治会・町会の会合など地域活動に参加したことがある」と答えた区民の割合(%)	27.9%	50%	60%
		大田区区民活動団体データバンク登録数(団体)	535団体 (平成19年度)	600団体	700団体
	3-1-2 地域力を活かした取り組みを進めます	「『地域力』という言葉を知っている」と答えた区民の割合(%)	—	70%	100%
		地域が事業者や活動団体・NPOと連携して実施した事業数(事業)	—	100事業	150事業
	3-1-3 誰もが暮らしやすい地域をつくります	ボランティア活動に参加している区民の割合(%)	8.9% (平成18年度)	15%	30%
		「大田区が暮らしやすい」と回答した外国人の区民の割合(%)	—	60%	70%
	3-1-4 地域文化の創造とふれあいづくりを進めます	大田区の主な文化関連施設の利用・入館者数(延べ、万人)	144万人 (平成19年度)	150万人	155万人
		大田区文化祭、文化センターまつり、区民ギャラリーに出場・出品した人数(延べ、人)	3,203人	4,000人	4,500人
	3-1-5 自分たちのまちは自分たちで守ります	「地域安全・安心パトロールなどの活動に参加したことがある」と回答した区民の割合(%)	—	60%	65%
		地域安全・安心パトロール助成団体数(団体)	226団体	259団体	274団体
		防災市民組織助成数(自治会・町会)(組織)	211組織	213組織	216組織
3-2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です	3-2-1 地球に優しいまちをつくります	大田区の二酸化炭素排出量(千t/年) (基準年・平成2年度2,774千t/年)	2,978千t/年 (平成17年度)	2,580千t/年 (平成2年度比-7%)	2,386千t/年 (平成2年度比-14%)
		省エネナビ導入世帯数(世帯)	126世帯 (平成19年度)	500世帯	1,500世帯
		太陽光発電設置実績件数(件)	249件 (平成18年度)	800件	1,800件
	3-2-2 水と緑を感じるまちをつくります	「緑の多さに満足している」と答えた区民の割合(%)	54.4%	60%	65%
		緑被率(%)	20.3% (平成9年度)	20.5%	20.9%
		洗足池に集う野鳥の種類(種)	28種 (平成6年度)	33種	38種
	3-2-3 ごみのない循環のまちをつくります	区収集ごみ量(千t) [清掃事業が区に移管された平成12年度を基準年度：174,748t]	15万4千t (平成19年度)	13万6千t (平成12年度比-22%)	12万3千t (平成12年度比-30%)
リサイクル率(%)		18.5% (平成19年度)	25%	30%	
3-3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます	3-3-1 行政力を最大限に発揮できる体制をつくります	基本計画で設定したモノサシ(指標)の目標に到達した割合(%)	—	100%	100%
		財政健全化法の4指標の達成率(%)	100%	100%	100%
	3-3-2 透明性の高い区役所をつくります	「区政情報が適切に公開されている」と答えた区民の割合(%)	—	30%	40%
		区民意見公募手続(パブリックコメント)に寄せられた意見数(件)	680件	700件	750件
	3-3-3 地域力を支える区役所をつくります	「(仮称)18色の地域力応援プログラム」に掲げた事業の実施状況(%)	—	60%	100%
		地域活動にインターネットを活用している自治会・町会の割合(%)	—	30%	50%

4 基本計画で取り組む主な事業一覧

基本目標1	生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち		
個別目標1-1	未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします		
施策名	事業名	頁	部局名
1-1-1 安心して子どもを産めるま ちをつくります	妊婦健康診査の充実	42	保健所
	地域医療連携の推進(再掲)	42	保健所
	すこやか赤ちゃん訪問事業の推進	43	こども家庭部 保健所
	両親学級(一日制)の充実	43	保健所
1-1-2 子どもを健やかに育むま ちをつくります	地域医療連携の推進(再掲)	46	保健所
	親の子育て力向上支援	46	こども家庭部
	すこやか赤ちゃん訪問事業の推進(再掲)	46	こども家庭部 保健所
	子育て応援サイトの運営	47	こども家庭部
	家庭福祉員制度の充実	47	こども家庭部
	認証保育所支援	48	こども家庭部
	区立保育園の改築・改修の推進	49	こども家庭部
1-1-3 未来を担う子どもたちを育 てます	基礎学力の定着	52	教育総務部
	小中一貫教育の推進	52	教育総務部
	ICT教育の推進	53	教育総務部
	不登校施策の充実	53	教育総務部
	日本語指導教室の充実	54	教育総務部
	学校施設の改築	54	教育総務部
	学校施設の緑化の推進	55	教育総務部
	学校運営システムの構築	55	教育総務部
1-1-4 のびのびと成長する子ども を見守ります	学童保育及びフレンドリーおた事業の充実	58	こども家庭部

基本目標1	生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち		
個別目標1-2	誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります		
施策名	事業名	頁	部局名
1-2-1 誰もが健康に暮らせるまちをつくります	健康づくりの推進	62	保健所
	食育の推進	63	保健所
	地域医療連携の推進	63	保健所
	食の安全確保	64	保健所
	健康危機管理体制の整備・充実	65	保健所
1-2-2 ユニバーサルデザインのまちをめざします	ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針の策定・推進	68	福祉部
	誰にもわかりやすいサイン整備	68	関係各部
	鉄道駅舎のバリアフリー化の推進(再掲)	69	連続立体事業本部 まちづくり推進部
	だれでもトイレの整備(再掲)	69	都市基盤整備部
1-2-3 障がい者が地域で安心して暮らせるまちをつくります	(仮称)障害者総合サポートセンターの設置	72	福祉部
	高齢者等の権利擁護の推進(再掲)	72	福祉部
	災害時相互支援体制の整備(再掲)	72	地域振興部
	就労支援の充実	73	福祉部
	地域生活移行支援(グループホーム等)の充実	74	福祉部
	ふれあい広場事業の充実	75	福祉部
1-2-4 生きがいと誇りをもって暮らせるまちをつくります	生涯学習リーダーの育成	78	教育総務部
	(仮称)おおたコミュニティカレッジの開校(再掲)	78	地域振興部
	生涯学習センターの整備	79	教育総務部
	スポーツ施設の整備(大田区総合体育館の整備)	79	教育総務部
	図書館の改築・改修	80	教育総務部
	馬込文士村資料の活用	81	教育総務部
1-2-5 安定した暮らしと人権を守ります	女性の就労支援(再チャレンジ等)	85	経営管理部

基本目標1	生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち		
個別目標1-3	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります		
施策名	事業名	頁	部局名
1-3-1 高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくります	高齢者の就労促進・起業支援	88	福祉部
	元気高齢者の活動、交流の場の確保	88	福祉部
	介護予防の促進	89	福祉部
1-3-2 高齢者が安心できる暮らしを支えます	地域の見守り体制の整備	92	福祉部
	家族介護者への支援	93	福祉部
	さわやかサポート(地域包括支援センター)の拡充と福祉ネットワークの強化	93	福祉部
	介護保険施設等の整備支援	94	福祉部
	高齢者総合相談体制の構築	95	福祉部
1-3-3 いざというときに高齢者を支える体制をつくります	災害時相互支援体制の整備(再掲)	98	地域振興部
	高齢者緊急一時保護・支援体制の整備	98	福祉部
	高齢者等の権利擁護の推進	99	福祉部

基本目標2	まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市 ^{まち}		
個別目標2-1	水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します		
施策名	事業名	頁	部局名
2-1-1 魅力と個性あふれる都市をつくり ます	蒲田駅周辺のまちづくり	104	まちづくり推進部
	大森駅周辺のまちづくり	104	まちづくり推進部
	身近な地域の魅力づくり	105	まちづくり推進部
	京浜急行線連続立体交差事業における駅周辺のまちづくり	105	連続立体事業本部
2-1-2 快適な交通ネットワークをつくり ます	京浜急行線連続立体交差事業の推進	108	連続立体事業本部
	新空港線「蒲蒲線」の整備促進	108	まちづくり推進部
	都市計画道路の整備	109	都市基盤整備部
	コミュニティバスの導入検討、運行支援	110	都市基盤整備部
	自転車駐車場の整備	110	都市基盤整備部
	京浜急行線連続立体交差事業関連街路の整備	111	連続立体事業本部
2-1-3 潤いとやすらぎのあるまちをつくり ます	公園の整備	114	都市基盤整備部
	魅力ある公園のリニューアル	114	都市基盤整備部
	呑川緑道の整備	115	都市基盤整備部
	桜のプロムナードの整備	115	都市基盤整備部
2-1-4 安全で安心して暮らせるまちをつくり ます	鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	118	連続立体事業本部 まちづくり推進部
	自転車等利用総合対策	118	都市基盤整備部
	だれでもトイレの整備	118	都市基盤整備部
	誰にもわかりやすいサイン整備(再掲)	118	関係各部
	橋梁の耐震性の向上	119	都市基盤整備部

基本目標2	まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市 ^{まち}		
個別目標2-2	首都空港「羽田」と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります		
施策名	事業名	頁	部局名
2-2-1 世界へ羽ばたくまちをつくり ます	にぎわいのある文化交流拠点の整備	122	経営管理部
	世界へ発信する産業支援拠点の整備	122	経営管理部
	水と緑のふれあいゾーンの整備	122	経営管理部
	新空港線「蒲蒲線」の整備促進(再掲)	123	まちづくり推進部
2-2-2 未来につながる臨海地域をつくり ます	海上公園の移管整備	126	都市基盤整備部
	海辺の散策路整備	126	都市基盤整備部
	誰にもわかりやすいサイン整備(再掲)	126	関係各部
	空港臨海部将来構想の検討	127	まちづくり推進部 都市基盤整備部
	交通ネットワークの検討	127	まちづくり推進部
2-2-3 国際都市として交流を育み ます	誰にもわかりやすいサイン整備(再掲)	129	関係各部
	(仮称)多文化共生推進センターの整備(再掲)	129	地域振興部

基本目標2	まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市		
個別目標2-3	ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します		
施策名	事業名	頁	部局名
2-3-1 ものづくり産業を育み、世界に発信します	工場の立地・操業環境の整備	132	産業経済部
	世界へ発信する産業支援拠点の整備(再掲)	132	経営管理部
	新製品・新技術開発の支援	132	産業経済部
	海外市場開拓支援	133	産業経済部
	次世代ものづくり人材の育成	133	産業経済部
2-3-2 くらしを支えるあきないを熱く盛り上げます	商店街景観整備事業	136	産業経済部
	ふれあい商店街事業	136	産業経済部
	商店街イベント・機能向上の支援	136	産業経済部
	おおた商い観光展の開催	137	産業経済部
	サービス業実態調査とマッチング支援	137	産業経済部
2-3-3 大田区の観光を世界に発信します	にぎわいを生み出すスポットづくり	140	産業経済部
	誰にもわかりやすいサイン整備(再掲)	140	関係各部
	世界へ発信する産業支援拠点の整備(再掲)	140	経営管理部
	ものづくりのまち体験ツアーの実施	140	産業経済部
	シティセールスの実施	141	産業経済部
	おおた商い観光展の開催(再掲)	141	産業経済部

基本目標3	地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち		
個別目標3-1	地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します		
施策名	事業名	頁	部局名
3-1-1 地域力の土台づくりを進めます	(仮称)おおたコミュニティカレッジの開校	146	地域振興部
	NPO・区民活動フォーラムの開催	146	地域振興部
	区民活動・地域活動を支援する拠点の整備	147	地域振興部
	区民活動情報サイトの整備・活用(再掲)	147	地域振興部
3-1-2 地域力を活かした取り組みを進めます	協働推進講師派遣事業	150	地域振興部
	地域力応援基金助成事業	150	地域振興部
	地域活性化事業への支援	150	地域振興部
	自治会・町会会館の整備助成	151	地域振興部
	区民活動・地域活動を支援する拠点の整備(再掲)	151	地域振興部
	(仮称)18色の地域力応援プログラムの策定・実施	151	地域振興部
	わがまち大田推進協議会・地区推進委員会の充実	151	地域振興部
	区民活動情報サイトの整備・活用	152	地域振興部
3-1-3 誰もが暮らしやすい地域をつくります	協働プロジェクト事業の実施	152	地域振興部
	地域の見守り体制の整備(再掲)	156	福祉部
	(仮称)多文化共生推進プランの策定・実施	156	地域振興部
	(仮称)多文化共生推進センターの整備	157	地域振興部
	外国人のための日本語教室の充実	157	地域振興部
3-1-4 地域文化の創造とふれあいづくりを進めます	身近な暮らし情報の発信	157	地域振興部
	災害時相互支援体制の整備(再掲)	157	地域振興部
	(仮称)地域文化振興プランの策定・実施	160	地域振興部
3-1-5 自分たちのまちは自分たちで守ります	防災情報基盤の整備	164	地域振興部
	地域防犯活動の支援	164	地域振興部
	災害時相互支援体制の整備	165	地域振興部
	地域防災活動の支援	165	地域振興部

基本目標3	地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち		
個別目標3-2	私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です		
施策名	事業名	頁	部局名
3-2-1 地球に優しいまちをつくり ます	環境基本条例の制定と環境基本計画の策定	168	環境清掃部
	エコライフの普及	168	環境清掃部
	大田区地球温暖化対策地域協議会の運営・行動指針の実践	169	環境清掃部
3-2-2 水と緑を感じるまちをつ くります	河川水質浄化対策の推進	172	都市基盤整備部
	(仮称)大田区緑の10か年計画の策定 (緑の基本計画改定)	172	まちづくり推進部
3-2-3 ごみのない循環のまちをつ くります	ごみ減量・3R推進のPR実施	176	環境清掃部
	資源回収の充実	176	環境清掃部
	清掃事務所などの整備	177	環境清掃部

基本目標3	地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち		
個別目標3-3	区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます		
施策名	事業名	頁	部局名
3-3-1 行政力を最大限に発揮でき る体制をつくります	能力開発・能力活用型職員配置の推進	180	経営管理部
	大田行政経営プランの推進	180	経営管理部
	調査研究・企画機能の拡充	181	経営管理部
	行政情報基盤の整備	182	経営管理部
	大田区公共施設整備計画の推進	182	経営管理部
	区民利用施設の改築	183	経営管理部
3-3-2 透明性の高い区役所をつ くります	区民の新たな区政参画制度の導入	186	経営管理部
	主要施策の成果及び達成度の公表	186	経営管理部
3-3-3 地域力を支える区役所をつ くります	わがまち大田推進協議会・地区推進委員会の充実(再掲)	190	地域振興部
	特別出張所機能の活性化	190	経営管理部 地域振興部
	特別出張所の改築	191	地域振興部
	(仮称)18色の地域力応援プログラムの策定・実施(再掲)	191	地域振興部

5 大田区の主要な計画

分野	計画名	根拠法令	年度(西暦)												備考
			08 (平成20)	09 (平成21)	10 (平成22)	11 (平成23)	12 (平成24)	13 (平成25)	14 (平成26)	15 (平成27)	16 (平成28)	17 (平成29)	18 (平成30)		
総合	大田区10か年基本計画 おおた未来プラン10年														平成21年3月策定
	大田行政経営プラン														平成21～23年度
基本目標1「子育て・教育・保健・福祉」	健康大田21	健康増進法													
	(仮称)すこやかおおたプラン	健康増進法		策定											平成21年度策定予定
	大田区新型インフルエンザ 対策行動計画														平成20年11月策定
	大田区健康危機管理計画														平成16年3月～
	大田区地域保健福祉計画	社会福祉法・老人福祉法・ 障害者基本法													平成21～25年度 (平成21年9月策定予定)
	介護保険事業計画	介護保険法													平成21～23年度 平成21年3月策定
	障害福祉計画	障害者自立支援法													平成21～23年度 平成21年3月策定
	ユニバーサルデザインの まちづくり基本方針														平成22年度策定予定
	次世代育成支援行動計画 おおた子育てすくすくプラン	次世代育成支援対策 推進法													平成22年度改定予定
	保育サービス充実のための 行動指針														平成14年度～
	児童館に関する当面の取り 組み方針														平成17年度～ 平成17年8月改定
	(仮称)おおた教育振興プラン														平成21年度～25年度 (平成21年6月策定予定)
	大田区子ども読書活動 推進計画														平成21～25年度予定 (平成21年度策定予定)
男女共同参画推進プラン	男女共同参画社会基本法													平成18～22年度	

分野	計画名	根拠法令	年度(西暦)												備考
			08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
			(平成)												
			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
基本目標②(都市基盤・空港臨海部・産業)	都市計画マスタープラン	都市計画法													平成11年～32年 10か年基本計画に基づいた改定を予定
	将来構想(蒲田駅周辺)		■ 策定	● 策定予定											策定予定
	将来構想(大森駅周辺)		■ 策定	● 策定予定											策定予定
	区部における都市計画道路の整備方針	都市計画法・道路法等													平成16年3月～28年3月
	都市計画公園・緑地の整備方針	都市計画法・都市公園法等													平成18年3月～28年3月
	住宅マスタープラン	住宅及び住宅地に関する基本方針													平成13～22年 平成21～22年度改定予定 計画期間：平成23～32年度
	耐震改修促進計画	建築物耐震改修促進法													平成18年度～27年度
	交通安全計画	交通安全対策基本法	第8次			第9次									平成18～22年度 平成23年度第9次策定予定 計画期間：平成23～27年度
	羽田空港跡地利用OTA基本プラン		● 策定												平成20年10月策定
	(仮称)空港臨海部基本計画		■ 策定	● 策定											策定期間： 平成20年12月～22年3月
	大田区産業振興基本戦略														平成21年3月策定
	大田区観光振興プラン														平成21年3月策定

分野	計画名	根拠法令	年度(西暦)												備考			
			08 (平成20)	09 (平成21)	10 (平成22)	11 (平成23)	12 (平成24)	13 (平成25)	14 (平成26)	15 (平成27)	16 (平成28)	17 (平成29)	18 (平成30)					
基本目標3(地域力・環境・区政体制)	(仮称)多文化共生推進プラン				●平成21年度策定予定										平成21年度策定予定 計画期間未定			
	(仮称)地域文化振興プラン				●平成22年度策定予定										平成22年度策定予定 計画期間未定			
	大田区地域防災計画	災害対策基本法													恒久的計画 随時修正 平成20年3月修正			
	大田区国民保護計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律													恒久的計画(随時修正) 平成19年2月策定			
	大田区地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策の推進に関する法律													平成19年11月策定 平成24年度からは、大田区環境基本計画へ統合予定			
	大田区環境基本計画	環境基本法 地球温暖化対策の推進に関する法律			●策定													平成23年度策定予定 計画期間：平成24～28年度予定 大田区地球温暖化対策地域推進計画に統合予定
	緑の基本計画	都市緑地保全法													平成11～32年 平成21年度改定予定			
	大田区役所エコオフィス推進プラン第2次計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	 第3次計画												第3次計画平成21年度策定予定 計画期間：平成22～26年度			
	大田区一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)													計画期間：平成18～32年度 概ね5年ごとに見直し予定 22年度までを前期、27年度までを中期、32年度までを後期 平成22年度に改定予定			
	大田区分別収集計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)													第5期 平成20年度～24年度 概ね3年ごとに見直し予定 改定時期：平成22年度			
	(仮称)人材育成暫定プラン															人材育成“O・T・A”プランの後継計画として実施。本計画で人材育成基本方針の改訂及び新たな方針に基づく人材育成プランの策定を規定。 計画期間：平成21～22年度予定		
	(仮称)新・人材育成プラン																人材育成基本方針(改訂版)の内容を具体化 平成23年度～	
	大田区職員定数基本計画			 増補版												平成16年2月策定 平成19年8月増補版策定(平成22年度まで)		
	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法第19条													特定事業主としての次世代支援対策計画			
	大田区公共施設整備計画														平成21年3月策定 平成21～30年度			

6 用語解説

	用語	説明
あ	アート	生活に潤いを与え、また人の感性を豊かにする芸術的要素。
	ICT	情報(Information)や通信(Communication)に関する技術(Technology)の総称。
	ISO(ISO14000)	ISO(国際標準化機構)が制定した、組織における環境経営システムに関する国際規格。
	IT	情報技術、Information Technology の略。インターネットなどを利用した情報サービス技術、コンピュータと通信技術あるいはその活用の総称。
	青色パトカー	自主防犯パトロールを行うための青色回転灯を装備した自動車。
	アクセス	交通移動手段。
い	一般会計	税を主な財源とし、自治体の基本的な活動に必要な経費を計上した、根幹となる会計。このほかに特定の事業を経理する会計として、国民健康保険事業など4つの特別会計がある。
	一般廃棄物	産業廃棄物(法令で定める20種類の廃棄物)以外の廃棄物で、事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物と、一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物に区分される。
	インターネット	世界規模でコンピュータネットワークを相互に接続し、利用されている情報通信。
	インフラ	道路や橋梁など、社会生活の基盤となる構造物の総称。
う	Webサイト	インターネット上で見られる環境のこと。
	雨水貯留施設、浸透施設	降った雨を蓄える施設や、地表面近くから水を地中に広く浸透させる施設。河川・地下水の水量確保や水害時の浸水被害の緩和、地盤沈下の抑制に効果があるとされる。
	雨水貯留槽	雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させることにより、集中的に雨水が流出することを防ぐ施設。
	雨水ます	雨水を集め、下水管へ流すためのます。
え	エコアクション21	環境省が策定したガイドラインに基づく、主に中小企業を対象とした、環境経営システムに関する認証・登録制度。
	エコライフ	地球環境への負荷軽減につながる環境に優しい生活。
	エセナおおた	大田区の男女平等推進活動のための拠点である男女平等推進センターの愛称。「エセナ」はスペイン語で「ステージ、場、場面」を意味する。

	用語	説明
え	越流	河川、水路の水が一定の水位以上になってあふれること。
	NPO	特定非営利活動団体。NonProfit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
	延焼遮断帯	市街地における火災延焼を防ぐための機能を果たす施設で、道路、河川、鉄道、公園などの都市施設と、それらの沿道などの耐火建築物により帯状に構築される。
お	大田区区民活動団体データバンク	区内で公益的な活動を行っている団体が、活動の概要などについて登録し、区民などが検索できる仕組み。
	大田区清掃・リサイクル協議会	循環型都市大田区をめざし、区内のごみ減量と資源の有効活用を図るために、どのような施策があるかを検討する協議会。
	大田区地球温暖化対策地域推進計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条に基づき策定した大田区の地球温暖化対策の方向性をまとめた計画。
	大田区地球温暖化対策地域協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成20年度に設置した協議会で、学識経験者や区民、事業者、団体、区議会議員、国、都、区などをメンバーとしている。「エコライフおおた」はこの会議体の名称。
	おおたブランド	大田区の高度なものづくり技術・技能などを、「おおた」を世界に発信していくひとつの商標として活用する考え方。
	OTAふれあいフェスタ	平和島周辺(平和の森公園、平和島公園、大森ふるさとの浜辺公園、平和島競艇場)を会場に、区民が集い、楽しみ、ふれあえる機会を創り出し、区民の連帯意識を醸成するために開催している催し。
	大田文化の森	区民の自主的な文化活動の拠点として、区民が集い、参加し、交流することを目的に旧大田区役所跡地に建設された施設。
	屋上緑化	建物の屋上スペースに樹木や草花などを植栽すること。
	温室効果ガス	二酸化炭素・水蒸気・フロン・メタン・亜酸化窒素など、温室効果を起こす気体の総称。
	か	外部監査制度
外部接続環境		国・都・他自治体など関係機関と情報の送受信を行うネットワーク環境のこと。インターネット網や専用線を利用するため、情報の漏えい・改ざん防止対策など、必要なセキュリティを確保する必要がある。
学童保育		共働きなどの家庭の小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休暇を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。
河床整正		堆積土砂の除去などを行うこと。

	用語	説明
か	蒲蒲線	新空港線「蒲蒲線」参照。
	環境基本条例・環境基本計画	環境基本条例とは環境問題に関する事項について、基本となる考え方や、区、区民、事業者それぞれの役割や取り組みを定める条例。この条例に基づいて策定する計画が環境基本計画。
	かん養	自然に水がしみこむようにすること。
き	基幹系システム	区民サービスに密着した業務を支援する大田区の情報システムの総称。主なシステムとしては住民記録、税務、国民健康保険、国民年金、介護保険、選挙などがある。
	規範意識	社会生活を営む上で基本となるルール。
	基盤技術	工業製品の設計、製造または修理に関する技術のうち、汎用性の高いもの。わが国のものづくりを支えるとされており、具体的には鋳造、鍛造、めっき、プレス加工、金型などに関する技術。
	キャリア教育	子どもが自身の生き方について主体的に考え、進路や職業を選択・決定できる能力を養成する教育。
	行政情報基盤	区の様々な業務において必要な情報を管理し活用するための仕組みのこと。コンピュータやソフトウェア、情報ネットワーク及び管理するためのルールなどから成り立っている。
	行政評価制度	事業の推進にあたって、常に政策や仕事の評価と見直しを行うことをめざした制度。
	協働	区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
	京都議定書	気候変動枠組条約の目的を達成するため、平成9年12月に京都で開かれた第3回締約国会議(COP3)で採択された国際議定書。温室効果ガスの削減を義務づけている。日本は第一約束期間(平成20年～24年)平成2年比で6%削減達成が課せられた。
	橋梁	大規模な橋。
	緊急道路障害物除去路線	震災時における緊急車両の通行を確保するために、障害物の除去や応急復旧を優先的に行う道路。
く	区収集ごみ量	区収集の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量。
	区政サポーター制度	区民が、区政に関する意見などを定期的に区に報告する制度。
	区民安全・安心メールサービス	震度3以上の地震などの防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。
	区民意見公募手続(パブリックコメント)	政策立案などに際して、原案を公表し、広く意見を求めて意思決定を行う手続き。

	用語	説明
く	(仮称)区民活動支援センター	区民活動団体やNPOを総合的に支援するほか、大田区の各種団体の連携・協働に関する情報を区内外に発信するための活動拠点。
	区民ギャラリー	区民に文化活動の場を提供し、文化の香り豊かなまちづくりの拠点とするため、区民の制作した絵画、写真、書道などの作品を特別出張所などに展示するスペースを確保する事業。
	繰入	他の会計や基金から現金を収納し、その会計の予算として使えるようにするもの。
	グループホーム	障がい者、認知症高齢者などが、少人数で専門スタッフの支援を受けながら生活する施設。
け	ゲートウェイ	出入口、玄関。
	結節点	異なる(または同じ)交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎのための場所や施設。
	健康遊具	公園など身近な場所での健康の維持、体力の向上を目的とする遊具。
こ	合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数を示す。
	公債費	区債の元金及び利子の支払いなどに要する経費。
	高次脳機能障がい	病気や怪我などによる脳の損傷によって、言語・思考・記憶・行為・学習・感情などに障がいが生じた状態。
	交通アクセス	空港や駅などの主要な施設へ行く交通手段。
	交通結節機能	異なる(または同じ)交通機関が交わる駅などで、相互を乗り換え・乗り継ぎができる機能。
	固定系防災無線	屋外に設置してある防災行政無線のこと。
	子ども安全ボランティア	子どもたちを事故や事件から守るために活動しているボランティアのこと。
	こどもSOSの家	平成13年7月より、子どもたちが犯罪などの危険な目に遭いそうになった時の一時的な避難場所として、また、地域の中で気軽に相談できる場所として設置している。地域の中から協力員を募集し、協力者の家や店舗などの目につく場所に「SOSの家ステッカー」を貼付している。
	子どもガーデンパーティー	身近な環境の中で、子どもたちが友達や地域の人々とふれあう機会をつくり、地域の連携を深めるために開催している催し。区内の公園など10会場で開催。
	子どもの権利	「子どもの権利条約」(1990年発効)に定められた、生存、保護、発達、参加という包括的な権利。日本は平成6年(1994年)に同条約を批准した。

	用語	説明
こ	コーディネート	それぞれの異なる目的や機能を持った団体などの活動や意見を調整すること。
	コミュニティ	共同意識を持った住民による社会。
	コミュニティカレッジ	アメリカ・カナダの短大(カレッジ)のうち、地方自治体などが財政を一部負担して運営する公立学校を指すが、転じて、地域住民の生涯教育の講座などに冠されるようになった。
	コミュニティバス	地域の住民の利便性向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバス。
	こらぼ大森	平成16年4月に前区立小学校を改修し、「連携と協働」を基本にした新しい仕組みの区民活動支援施設。
	コンセプト	概念、基本的な考え方。
さ	サーマルリサイクル	廃プラスチックを埋め立てるのではなく、熱エネルギーとして回収すること。
	災害時相互支援プラン	災害時に地域住民が協力して相互支援を行うための行動計画。
	災害時要援護者	高齢者や障がいのある人など、災害が起きたときに手助け(援護)を必要とする人。
	災害時要援護者名簿	災害時に自力で避難ができず、周囲の支援を必要とする人について、本人の申請に基づき作成する名簿。支援機関に提供し、災害時における安否確認などの支援に備える。
	財政健全化法	自治体の財政破たんを未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、比率が悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律。4つの財政指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のこと。
	サイト	ひとまとまりの情報が置かれている、インターネット上の場所。
	さわやかサポート	大田区内に20か所ある「地域包括支援センター」の愛称。介護予防事業や在宅介護に関する総合的な相談、区の高齢者サービスの申請などの支援を行う機能を持つ。
	3R	循環型社会を形成するために必要な取り組みである、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の総称。
	産・学・官の協働	「産業」(産)、「大学などの教育研究機関」(学)、「行政」(官)の3つの主体がそれぞれの特徴を活かし、様々な課題を解決していくことをめざした連携・協働の仕組み。
	産学連携	産業界と大学などの研究・教育機関との間で、研究活動や人材育成などにおいて連携・交流を図ること。
	産業ネットワーク	複数の事業所が連携・協力して研究・開発や生産・加工などを行う取引関係を総称した表現。

	用語	説明
し	GIS	Geographic Information System(地理情報システム)の略で、地図データ上に様々な情報を重ね合わせて表示・編集したり、検索・分析するシステムのことをいう。
	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる、建築物、建築敷地及び公共施設の整備に関する事業。
	事業者	区内の製造業、非製造業、卸売・小売業、サービス業、商店のほか、専門的な資格や技術を持った区民やその団体、また商店街や工場同士の連携などの組織も「事業者」と位置づける。
	事業用大規模建築物	区の条例で定める大規模建物。事業に供する建築物(事業用建築物)のうち、延べ面積が1,000m ² 以上の建築物、店舗面積が500m ² を超える小売店舗を指す。
	自然エネルギー	太陽の熱や光、地熱、風の力など太陽や地球の活動を利用したエネルギーのこと。
	持続可能なまち	環境への負荷が少ない取り組みと経済活動が持続して両立するまちのこと。
	自治会・町会	住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもとに住みよい環境をつくることを目的として、自主的に結成する組織。
	自治基本条例	自治体の理念や基本的な制度、権利などを規定した条例。
	シティセールス	都市の魅力を外部にアピールする取り組み。
	指定管理者	地方自治体の指定を受けて、事業者、団体などが公の施設の管理・運営を担う制度。大田区ではエセナおおた、大田文化の森など約100の施設でこの制度を導入している。
	指定保育室	一定の基準を充足し大田区が保育室として指定し助成を行っている未認可保育所。
	市民消防隊	震災時の火災に対する初期消火と避難道路周辺の延焼防止を目的に東京消防庁が結成。昭和54年度に区に移管され、消防署などの指導のもと、訓練を行い災害に備えている。
	社会起業家	社会の諸課題の解決を目指し、新たに事業を起こす人。
	社会教育関係団体	学習、文化、スポーツなど社会教育に関する事業を行うことを主な目的とし、その活動を地域文化・スポーツの向上につなげている団体。
	遮熱性舗装	太陽光に含まれる赤外線を反射し、路面温度の上昇を抑制する舗装。
周産期医療	妊娠後期から新生児早期(妊娠22週から出生後7日目まで)の期間の母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母子の健康を守ること。	

	用語	説明
し	樹木被覆率	樹木に覆われた区域の割合。
	しゅんせつ	河川などの底面をさらって土砂などを取り除くこと。
	省エネナビ	家庭の使用電力と電気料金をリアルタイムに表示する機器で、分電盤に取り付けて使用する。効果が目に見えるので、省エネを実感しながら実践することができる。
	生涯学習	生活や職業能力の向上、自己の充実を目指して、個人が自発的に、手段・方法を選んで、生涯を通じて行う学習。
	小中一貫教育	小学校で行われる教育と中学校で行われる教育内容を連携させ、一貫性をもたせた体系的な教育を行うこと。
	ショートステイ	高齢者や障がいのある人の心身の状況や、家族のやむをえない都合や物理的・精神的な負担を軽減するために、短期間施設に入所して日常生活全般の介護を受けること。
	食育	さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身につけること。
	職員提案制度	区職員が日常業務を通して得たアイデアを区に対して行うこと。
	新空港線「蒲蒲線」	渋谷・新宿・池袋を含む東京圏西南部地域から羽田空港へのアクセス機能強化、蒲田地域の都市再生、大田区の東西交通問題の解消などを図るため、東急多摩川線と京急空港線を結ぶ鉄道。
す	スキルアップ	技能や専門的能力を向上すること。
	スクラップ・アンド・ビルド	廃止したり、新たに創設したりすること。
	スケルトン清掃車	ごみの投入から排出までの流れを実際に見ることができる仕組みになっている清掃車。
せ	生活習慣病	糖尿病や高血圧など、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
	生活保護	生活に困窮した人に対する、国の保護制度。生活保護は困窮の程度に応じた最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としている。保護には、生活扶助、医療扶助などがある。
	青少年対策地区委員会	地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に自治会・町会代表、児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって特別出張所単位で組織されているもの。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人を法的に保護支援する制度。家庭裁判所に申し立てをして、本人の代理権等を有する成年後見人などが定められる。
	セクシュアルハラスメント	相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為。

	用語	説明
そ	創業	新しく事業(ビジネス)を始めること。
た	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナポリ塩化ビフェニールの総称で、主に廃棄物の焼却過程や有機塩素化合物の生産過程などで、非意図的に生成される毒性の強い物質。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
	団塊の世代	戦後、数年間に生まれた世代。堺屋太一氏が命名し、「昭和22年から26年頃までに生まれた人々」(1947年から1951年ごろまで)を指す。
	男女共同参画	男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。
ち	地域安全センター	廃止された交番を活用し、昼間帯を中心に警察官OBである「地域安全サポーター」を配置し、地域の安全活動やボランティア活動などの交流の場として位置づけている施設。
	地域資源	川や海などの自然環境をはじめ、文化財などの有形・無形の歴史的・文化的財産、まちなみなど、地域の価値を構成する要素の総称。
	地域人材	様々な経験や知識、ノウハウなど、地域活動を活発化する上で必要なものを持っている区民。
	地域力応援基金	これまで区にあった地域福祉活動振興資金積立基金及び福祉事業積立基金の一部と、大田区区民活動積立基金を統合して基金を創設し、区民活動の支援を行うもの。
	(仮称)地域力センター	地域の特色を活かした地域密着型の活動を側面的に支援するセンター。
	地球温暖化	二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの濃度が高まることにより、地球の温度が上昇する現象のこと。
	地区計画制度	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら地区のめざすべき将来像を設定し、その実現に向けてまちづくりのルールを定める制度。
	知的財産	モノや不動産など形のある財産に対して、人間の知的な活動から生じる無形の創造物。具体的には特許や著作物、企業の営業上の秘密などが該当し、それぞれ法的な権利として保護される。
	地方政府	住民ニーズに基づいて、自治体自らの判断と責任(自治行政権・自治立法権・自治財政権)で行政運営を行うことができる自治体のこと。

	用語	説明
ち	地方分権改革	国主導の画一的な中央集権型行政システムから地域の実情を最もよく知る自治体が主体的に行政を担う地方分権型行政システムに移行するための改革。
つ	通過交通	地域内を通過するだけの交通。
て	低炭素社会	地球温暖化の最も大きな原因である二酸化炭素(CO ₂)排出量が少なくなるような地球に優しい社会。
	データベース	パソコンなどで多目的に利用できるように統合した情報。
	適応指導教室	不登校児童生徒などに対する指導を行うために、在籍する学校以外の場所でカウンセリングや指導を計画的に行うために設置した施設。
と	統合型GIS	Geographic Information System(地理情報システム)。庁内LANなどのネットワーク環境のもとで利用する地図データのうち、複数部局が利用するデータ(例えば道路、街区、建物、河川など)を各部局が共有できるシステム。
	道州制	「中央集権型国家」から「分権型国家」への転換の方策として、国と基礎自治体である市町村の間に位置する自治体として「道州」を設置する地方自治制度(内閣官房「道州制ビジョン懇談会中間報告[平成20年3月]より)。
	透水性舗装	水を地下に浸透させる舗装方法。
	(区政の)透明性	区が、区民に対する説明責任を徹底し、区政情報の効果的な発信などを行っていくこと。
	都区制度改革	平成12年4月1日の改正地方自治法の施行により、これまであいまいであった都区の関係を、都は「広域の地方公共団体」、23区は「基礎的な地方公共団体」と都区の役割分担の原則を法定化した改革。
	特定健診	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を対象に生活指導を行い、生活習慣病を予防するための健診(平成20年4月から実施が保険者に義務付けられた)。
	特別区交付金	都と特別区間及び特別区相互の財源の均衡化を図る都区財政調整制度に基づき、一般的に市町村税とされる固定資産税、法人市町村民税そして特別土地保有税を東京都が課税・徴収し、その55%を区に配分するもの。
	特別区債	公共施設等の整備資金となる長期の借入金で、借入先は国や銀行など。また、近年、区民参加型の資金調達手段として大田ドリーム債を発行し、公園整備などに活用している。
	特別支援学校・学級	障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる教育と自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校や学級。学校教育法では「盲・聾・養護学校」などの名称が用いられていたが、平成18年の法改正により「特別支援学校」に名称変更された。

	用語	説明
と	都市計画道路	都市交通における基幹的な都市施設として、都市計画法にもとづいて建設計画が決定された道路。
	図書ボランティア	学校図書館の蔵書の整理や環境整備、読み聞かせなどを行っているボランティア。
に	ニーズ	社会的需要。
	認可保育園	児童福祉法に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。
	認証保育所	都民の保育ニーズに応えるために創設された、東京都の独自基準による保育所。駅前保育所と小規模、家庭的保育所がある。
ね	ネグレクト	保護者が必要な保護や世話を著しく怠ること、育児放棄。
は	発達障がい	乳幼児期に様々な原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じた状態。
	羽田空港沖合展開事業	羽田空港の騒音問題解消や将来の需要増大への対応のため、従前の空港の沖合の埋立地に同空港を移転する事業。平成16年の第2旅客ターミナルの供用開始により、概ね完了している。
	羽田空港再拡張、再拡張事業	首都圏における航空需要の拡大に対応するため、羽田空港に4本目の滑走路を整備し、同空港の能力を拡張する事業。
	バリアフリー	障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策。
	パワーハラスメント	権力や地位を利用して、相手を不快や不安な状態に追い込む言葉や行為。
	ハンディキャップ	高齢者、障がい者などが、生活・行動にあたって負担を抱えていることの総称。
ひ	BOD	生物化学的酸素要求量。Biochemical Oxygen Demand の略。微生物が水中の有機物等を二酸化炭素や水などに分解するために必要とする酸素の量。河川における代表的な汚濁の指標で、この値が大きいほど水は汚れている。
	ヒートアイランド現象	コンクリート、アスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱、空調から排出される熱などによって温度が上昇する現象。等温線が島のような形になることからこのように呼ばれる。
	非正規雇用	契約社員、派遣社員、嘱託、パート、アルバイトなどの臨時的な雇用形態。
	病後児保育	病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。

	用語	説明
ふ	ファシリテーター	会議などにおいて、参加者の状況を見ながら話し合いを進行していく役割を担う人。
	ファミリーサポート	育児の手助けを必要とする人(利用会員)と手助けをしたい人(提供会員)の両者を結び付け、仕事と育児の両立や、子育てする家庭がゆとりを持てるよう支援する事業。
	フォーラム	公開討論会。
	福祉オンブズマン制度	区が行い、または関与する福祉サービス(介護保険制度に係るサービスを含む)に関する区民の苦情などを公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、福祉サービスに対する区民の信頼を高め、福祉の一層の向上を図るために設置された区長の付属機関。
	扶助費	生活保護費などの給付経費。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する。
	ふれあい指導	清掃事務所の職員が、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にしながら、ごみの分別などの適正排出指導のこと。
	プロムナード	遊歩道。
へ	壁面緑化	建築物、塀、壁などをつる性植物等で覆うこと。
ほ	防災コーディネーター	豊かな防災知識や経験を活かして、防災意識の向上を図るための取り組みについて、企画立案などの指導・助言を行い、活動を援助していく人。
	防災市民組織	災害対策における区民の協力体制を確立するため、東京都震災対策条例第34条に基づき、自治会・町会を母体とする組織。
	保護司	犯罪をおかした人の更生保護や再犯予防に従事する人。
	保護樹木・樹林	保護樹木は、地上1.5mの高さにおける幹の直径が0.4m(幹の周囲が126cm)以上の樹木、保護樹林は、面積が300m ² 以上の樹林で区が指定するもの。
ま	(仮称)マイスター・匠認証制度	職種や職層を問わず特定の分野において優れた見識と能力を持つ職員を能力実証の基に認定し、適材適所の配置などにより、やりがいを高める大田区独自の制度。
	馬込文士村	大正後期から昭和初期にかけて馬込村を中心に川端康成、尾崎士郎ら多くの文士、芸術家が暮らしていた地域の呼称。
み	民生委員児童委員	社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者(児)、高齢者、ひとり親家庭などで問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

	用語	説明
め	命名権(ネーミングライツ)	広告として、スポーツ施設などにスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人にとって快適に利用しやすいように設計されたもの。
よ	要支援・要介護認定	介護保険のサービスの利用を希望する人が、介護が必要な状態であるか、またどれくらい介護を必要としているかを介護認定審査会が審査判定し、市区町村が認定すること。
ら	ライフサイクルコスト	建物にかかる生涯コストのこと。建物の企画・設計に始まり、竣工、運用を経て、寿命がきて解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。
	ライフスタイル	生活様式。
り	リサイクル率	資源回収量を、区収集ごみ量と資源回収量を加えたもので除した比率。
	理科学習支援	小学校の理科教育の活性化を目的に、区内事業者や大学などと連携し、科学・技術分野を専門とする人が観察・実験などの体験的学習を行うこと。
	リスク	危険(性)
	緑被率	ある地域における樹木、草、農地などの緑で被われた土地の面積がその地域全体の面積に占める割合。
わ	ワークショップ	特定の議題に対し、参加者が対等な立場で意見交換を行い、計画案を作成していく手法の一つ。
	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の適度なバランス。